

## 公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

令和8年5月14日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

申 請 者		型 式 の 概 要			検 定 番 号	検定の 有効期間
氏名又は名称	住 所	種 類	型 式 名	製 造 業 者		
株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利	東京都台東区東上野 一丁目16番1号	ぱちんこ遊 技機	eバキ2LCM2	株式会社ア ムテックス	510831	令和8年5月14日か ら3年間